

I 広域周遊観光促進のための観光地域支援事業

事業概要

訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するため、DMOが中心となっていく、地域の関係者が連携した観光客の来訪・滞在促進を図る取組に対して支援を行う。

- 補助対象事業**：各DMO策定の事業計画に位置づけられた外国人旅行者の誘客を目的とする以下の事業（ただし、地方ブロック毎に開催される連絡調整会議における調整を行ったものに限る）
 - ①調査、計画策定
 - ②滞在コンテンツの充実
 - ③広域周遊観光促進のための環境整備
 - ④情報発信・プロモーション
- 補助対象者**：事業計画に位置づけられた事業の実施主体（訪日外国人旅行者のニーズに応える取組を行うDMO、地方公共団体）
- 補助率**：定額（調査・計画策定）、事業費の1/2（滞在コンテンツの充実、広域周遊観光促進のための環境整備、情報発信・プロモーション）※継続事業については2年目：2/5、3年目：1/3

観光部編

具体的な支援イメージ



定期的な戦略会議の開催



地域資源の魅力を活かした滞在プログラムの造成、提供



(c)Tezuka Productions

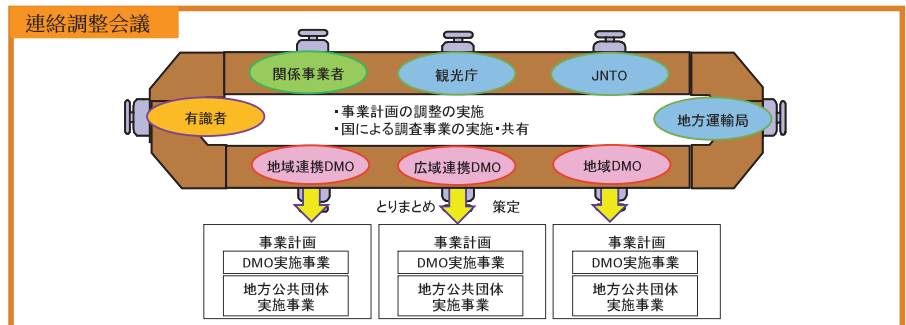
訪日外国人旅行者向け統一交通パスの販売



商談会の開催

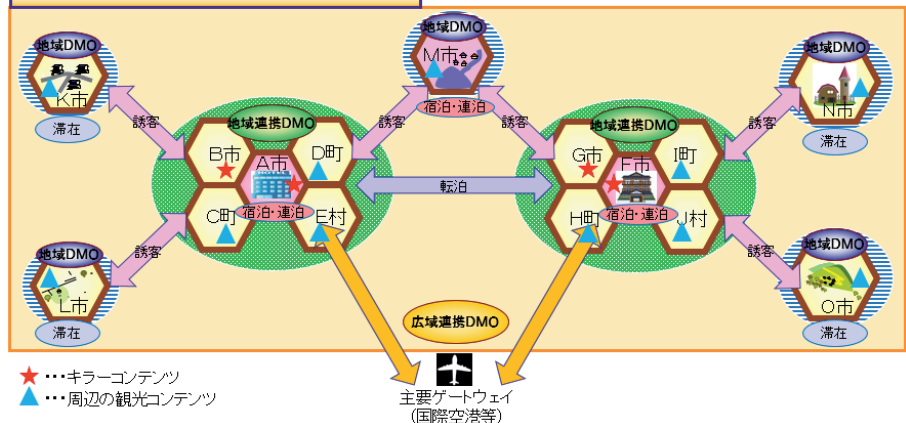
地域の連携・調整を図る仕組み

- 地域の広域連携DMO・地域連携DMO・地域DMOのほか、観光庁、地方運輸局、JNTO、関係事業者、有識者等をメンバーとする連絡調整会議を地方ブロック単位で開催。
- 各広域連携DMOが自らの事業と地域の地方公共団体の実施する事業をとりまとめの上、事業計画を作成。
- 連絡調整会議において、各DMO等の事業計画の記載事項について調整を行うことにより、広域周遊観光促進の観点から地域の連携・調整を図る。



- 各DMO等の役割分担の下で、地域固有の文化、自然等を活用した観光コンテンツの充実及び交通アクセスの改善をはじめとするストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備を実施。
- その上で、地域の観光資源・交通・宿泊情報等をターゲット層へ効果的に訴求することにより、地方部への来訪、宿泊・連泊・転泊による長期滞在を促進。

地方部における来訪・滞在等を促進するイメージ



Ⅱ 地域の観光資源を活用したプロモーション事業

1. 目的

外国人旅行者の来訪促進は、国際相互理解の増進はもとより、地方創生の柱、成長戦略の切り札であり、国の重要な政策の一つです。政府はこうした認識の下、平成28年3月に策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」において、訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年には6,000万人に増加させる等の目標を掲げ、観光を我が国の基幹産業へと成長させ、観光先進国の実現を図るため、大胆な取組みを進めてきました。この結果、2019年の訪日外国人旅行者数は3,188万人と7年連続で過去最高を更新しました。

一方、2020年に入り、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、全方面からの訪日旅行者は大幅に減少しています。

政府としては、国・地域ごとの感染収束を見極め、誘客可能となった国等からインバウンドの回復を図ることで、再び観光を成長軌道に乗せ、観光で日本の津々浦々が活性化する観光立国を目指すこととしています。

2. 実施方針等

中国運輸局では「地域の観光資源を活用したプロモーション事業」において、日本政府観光局（JNTO）のデジタルマーケティングの分析結果等を活用し、自治体・民間事業者等との連携の下、地域の魅力ある観光資源について発信しています。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染収束後速やかなインバウンド需要の回復を図るため、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用したプロモーションや、映像制作、インフルエンサー招請など、広域的な情報発信を実施しています。

「地域の観光資源を活用したプロモーション事業」 概要図

事業概要	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方運輸局が自治体や地域の民間企業等と連携して行う訪日プロモーション事業。 ○ 地域の観光資源等を、日本政府観光局（JNTO）のノウハウを活用しつつプロモーションを行うことで地域の魅力ある観光資源を効果的に発信。 ○ JNTOのデジタルマーケティングによる分析結果や事業評価結果を活用し、市場、ターゲット、テーマ等のプロモーション方針を効果的に見直すことで、プロモーションをより高度化し、地方部への訪日外国人旅行者の誘客を加速させる。 	
事業要件	
<p><実施主体> 運輸局と地方（自治体及び民間企業等）が連携 <事業期間> 最長3年間 <総事業費> 原則1,000万円以上 <負担割合> 総費用の1/2、印刷物制作等は総費用の1/3</p>	
事業内容	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 旅行商品造成のための、旅行会社関係者等の招請 ○ 海外旅行博への出展、新聞・雑誌等への広告掲載 ○ 海外向け情報発信のためのメディア関係者等の招請 ○ 外国人観光客向けパンフレット作成 等 	
令和2年度 取り組みを強化する対象国	
	対象市場
最重点対象国	米国、英国、仏国、豪州
準重点対象国	香港、台湾
その他取り組むべき対象国	ドイツ、イタリア、スペイン、中国、韓国 タイ、シンガポール、マレーシア、インド
2019年度取組例	
<p><「広島」を拠点とする都市間高速バスを活用した周遊観光プロモーション></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高速バスを活用した中国地方周遊観光の促進プロモーション 	
<p><海外現地プロモーション></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 観光情報説明会・旅行博出展 ○ 現地旅行会社等へのセールスコール 等 	
<p><中国地方インバウンドフォーラム></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 海外旅行会社による国内視察ツアー ○ 大規模商談会・意見交換会 等 	
 <p>国内視察ツアー</p>	 <p>中国地方インバウンドフォーラム</p>

Ⅲ ストレスフリーな受入環境の整備

1. 訪日外国人を含む旅行者の受入環境の整備に関する事業

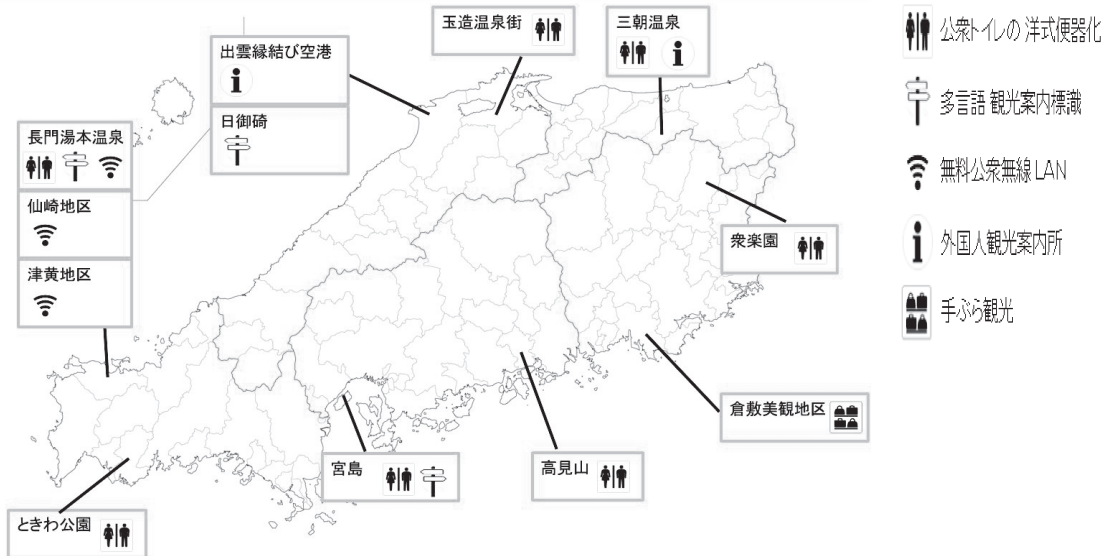
【観光振興事業費補助金】

「観光先進国」の実現に向けて、ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備を目的とし、全ての旅行者の旅行環境整備を行うための対策を促進します。

【訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金】

訪日外国人旅行者数6,000万人の実現に向けて、滞在時の快適性及び観光地の魅力向上等を図るため、訪日外国人旅行者の受入環境整備を促進します。

令和元年度 観光振興事業(まちあるき)、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業(消費拡大)



2. 訪日グローバルキャンペーンに対応したコンテンツ造成事業

観光庁・日本政府観光局（JNTO）による情報発信「訪日グローバルキャンペーン」に活用できる新たな滞在型コンテンツ等について、特に地方部をはじめとして全国各地に創出するため、地方運輸局と観光地域づくり法人（DMO）が連携して、新たな滞在型コンテンツを創出しています。

令和元年度、中国運輸局では以下の事業を地域関係者と連携して取り組んでいます。

令和元年度訪日グローバルキャンペーンに対応したコンテンツ造成事業



IV 観光統計・外客来訪促進に向けた取組み・MICE

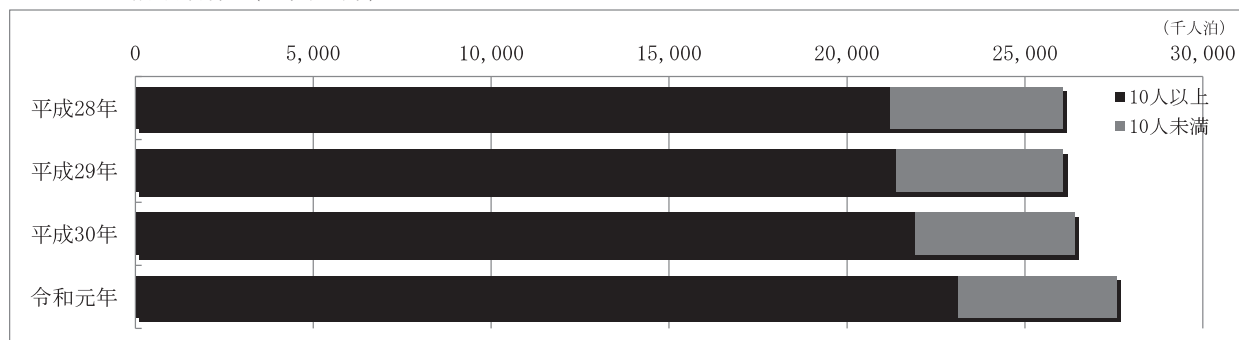
1. 宿泊旅行統計の現状

1-1. 県別延べ宿泊者数

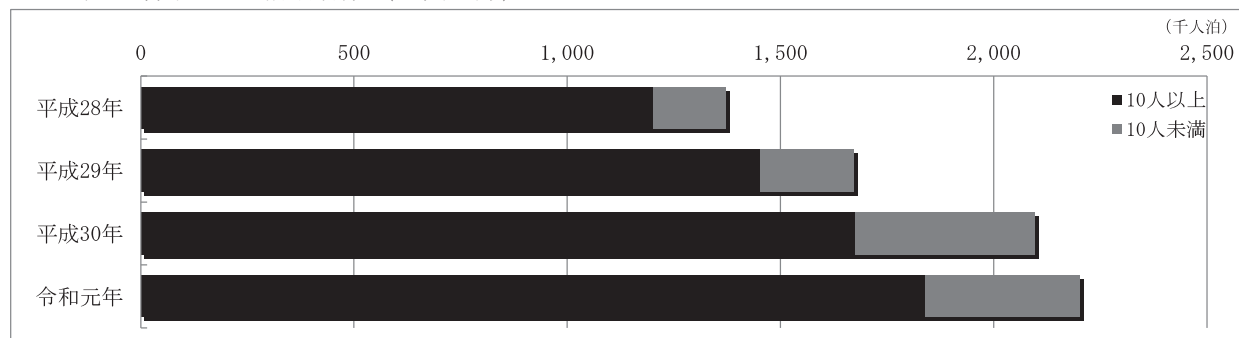
(単位：千人泊)

県別	年 別	平成28年			平成29年			平成30年			令和元年		
		10人未満	10人以上	合計	10人未満	10人以上	合計	10人未満	10人以上	合計	10人未満	10人以上	合計
鳥取県	延べ宿泊者数	671	2,318	2,989	714	2,278	2,992	1,228	2,334	3,563	448	2,440	2,888
	うち外国人	10	90	100	15	125	141	45	150	195	31	154	185
島根県	延べ宿泊者数	810	2,657	3,467	607	2,580	3,187	305	2,671	2,976	717	2,925	3,642
	うち外国人	15	43	58	4	44	48	8	65	73	33	71	104
岡山県	延べ宿泊者数	814	4,533	5,347	1,238	4,588	5,825	832	4,783	5,615	1,005	4,656	5,661
	うち外国人	14	268	282	44	395	439	23	447	469	46	441	487
広島県	延べ宿泊者数	1,534	8,059	9,593	1,275	8,354	9,629	1,421	8,479	9,899	2,030	9,601	11,631
	うち外国人	122	718	840	134	794	928	320	917	1,237	249	1,073	1,322
山口県	延べ宿泊者数	1,030	3,634	4,664	841	3,600	4,441	696	3,656	4,352	256	3,506	3,762
	うち外国人	8	85	93	22	96	117	26	97	123	2	102	104
中国地方計	延べ宿泊者数	4,859	21,201	26,060	4,676	21,398	26,074	4,482	21,923	26,405	4,455	23,128	27,583
	うち外国人	170	1,203	1,373	218	1,454	1,673	421	1,676	2,097	362	1,840	2,202
全国計	延べ宿泊者数	75,850	416,635	492,485	77,575	432,022	509,597	85,503	452,498	538,002	94,942	500,980	595,921
	うち外国人	5,322	64,067	69,389	6,757	72,934	79,691	10,709	83,566	94,275	14,350	101,306	115,656

○ 延べ宿泊者数（中国地方）



○ うち外国人延べ宿泊者数（中国地方）



注) 観光庁「宿泊旅行統計調査」よりとりまとめた。

1-2. 県別外国人延べ宿泊者数

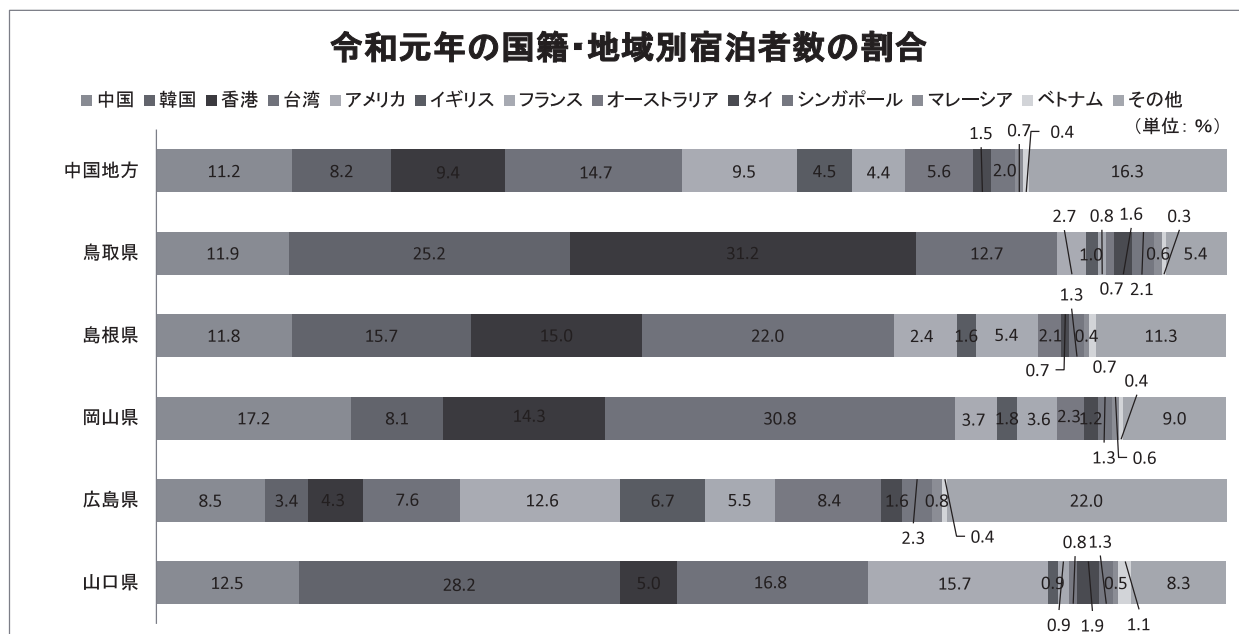
令和元年の国籍・地域別外国人延べ宿泊者数

(単位：人泊)

	外国人延べ 宿泊者数	中国	韓国	香港	台湾	アメリカ	イギリス	フランス	オーストラ リア	タイ	シンガ ポール	マレー シア	ベトナム	その他	10人未満 施設計
中国 地方	1,840,300 (2,201,930)	206,630	151,340	172,800	269,720	175,710	83,280	80,530	103,620	27,760	36,100	12,920	8,210	300,050	361,630
鳥取県	154,070 (184,600)	18,400	38,820	48,050	19,490	4,090	1,530	1,250	1,110	2,390	3,160	1,000	530	8,340	30,530
島根県	71,020 (104,090)	8,410	11,150	10,620	15,640	3,940	1,170	3,830	1,490	490	950	260	480	8,050	33,070
岡山県	440,540 (486,600)	75,630	35,880	62,850	135,720	16,240	7,940	15,710	10,260	5,370	5,580	2,520	1,910	39,760	46,060
広島県	1,072,690 (1,322,280)	91,490	36,750	46,200	81,760	135,430	71,740	58,790	89,950	17,610	25,100	8,680	4,120	235,480	249,590
山口県	101,980 (104,360)	12,700	28,750	5,070	17,110	16,010	900	960	800	1,900	1,300	460	1,170	8,430	2,380

※その他には国籍不詳を含む。

※本表は、従業者数10人以上の宿泊施設の調査データ。括弧書きで従業者数10人未満の宿泊施設を含む調査データを付記。



注) 観光庁「宿泊旅行統計調査」によりとりまとめた。比率の数値は国籍別の分類が可能な従業者数10人以上の宿泊施設の調査データによるもの。

2. 外客来訪促進に向けた取組み

観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充及び強化を図るため、「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（国際観光振興法）」が定められています。

この法律に基づき、地方運輸局、都道府県、観光地域づくり法人（DMO）等が参加する広域的な協議会は、複数の都道府県の区域を単位とする地域ごとに、「外国人観光旅客の来訪の促進に関する計画（外客来訪促進計画）」を策定することができます。

また、当法では公共交通事業者等に対して、観光庁長官が定める基準に従い、旅客施設や車両等について外国語等による情報提供、公衆無線LAN等のインターネット環境の整備、座便式水洗便所の設置等、外国人観光旅客の利用に係る利便を増進するために必要な措置（外国人観光旅客利便増進措置）を講ずるよう規定しており、地方部への誘客拡大や受入環境整備の促進等を進め、国際観光の一層の振興を図ることとしています。

3. MICE

MICEとは、企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字で、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称です。

国際会議等のMICE開催を通じた国際・国内相互の人や情報の流通、ネットワークの構築、集客力などはビジネスや研究環境の向上につながり、都市の競争力、ひいては国の競争力向上につながります。また、MICE開催を通じた主催者、参加者、出展者等の消費支出や関連の事業支出は、MICE開催地域を中心に大きな経済波及効果を生み出します。

MICEは会議開催、宿泊、飲食、観光等の経済・消費活動の裾野が広く、滞在期間が比較的長いと言われ、一般的な観光客以上に周辺地域への経済効果を生み出すことが期待されます。

我が国においても、MICEを国・都市競争力向上のツールとして積極的に活用することとしています。

グローバルMICE都市（全国12都市）

東京都、横浜市、京都市、神戸市、福岡市、名古屋市、大阪市、札幌市、仙台市、千葉市、広島市、北九州市

なお、国際コンベンションを通して、地域の活性化を図ることを目的とした「国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（コンベンション法）」に基づき、施設などのハード面と運営などのソフト面が整っている市町村を、国際会議観光都市として国が認定しています。

中国地方における国際会議観光都市

都市名	実施体制	施設の概要	備考
広島市	（公財）広島観光コンベンションビューロー	広島国際会議場 等	H 6.10.20認定
松江市	（一財）くにびきメッセ	島根県立産業交流会館 等	H 6.10.20認定
岡山市	（公社）おかやま観光コンベンション協会	コンベックス岡山 等	H 6.10.20認定
下関市	（一社）下関観光コンベンション協会	山口県国際総合センター 等	H 8.4.10認定

V ホテル・旅館関係

「国際観光ホテル整備法」に基づき、設備等のハード及び外国人に対する接遇等のソフトが、一定基準にあるものを国が登録するものである。

登録されたホテル・旅館は、特に外国人に推薦できる質の高いものであり、国際観光の振興に寄与できるものである。

1. 登録ホテル及び登録旅館の概要

令和2年3月31日現在

区分 県別	登録ホテル				登録旅館			
	施設数	客室総数	収容人員(人)	基準客室数	施設数	客室総数	収容人員(人)	基準客室数
広島県	24	4,134	7,142	3,778	15	624	1,802	513
鳥取県	1	135	242	135	24	1,133	4,481	910
島根県	6	638	989	559	22	1,118	3,872	914
岡山県	10	1,379	2,155	1,335	11	543	1,836	406
山口県	11	1,208	1,804	1,009	20	1,269	3,803	834
管内計	52	7,494	12,332	6,816	92	4,687	15,794	3,577

2. 登録ホテル数及び登録旅館数の推移

各年度末現在

区分		年度	H27	H28	H29	H30	R 1
登録ホテル	広島県		26	26	25	26	24
	鳥取県		1	1	1	1	1
	島根県		5	5	5	5	6
	岡山県		11	11	11	11	10
	山口県		12	12	11	11	11
	計		55	55	53	54	52
登録旅館	広島県		15	16	16	15	15
	鳥取県		24	24	24	24	24
	島根県		24	24	23	23	22
	岡山県		13	12	11	11	11
	山口県		21	21	21	21	20
	計		97	97	95	94	92
管内計			152	152	148	148	144

VI 旅行業関係 旅行業者数

令和2年4月1日現在

種別 県別	第1種旅行業者	各 県 登 録 事 業 者				
		第2種旅行業者	第3種旅行業者	地域限定旅行業者	旅行業者代理業者	旅行サービス手配業
鳥取県	2	14	13	6	3	9
島根県	1	20	21	3	5	2
岡山県	5	51	68	4	10	15
広島県	8	62	91	10	14	26
山口県	2	20	16	4	7	3
管内計	18	167	209	27	39	55

注) 平成12年4月1日から、第2種旅行業・第3種旅行業及び旅行業者代理業に係る登録等の事務については都道府県知事の自治事務となった。

注) 平成25年4月1日から、地域限定旅行業が新設された。

注) 平成30年1月4日から、旅行サービス手配業が新設された。

〔種別〕

第1種旅行業：海外、国内についての企画旅行

・募集型・・・旅行者のためにあらかじめ旅行の計画を作成する。

・受注型・・・旅行者からの依頼により旅行の計画を作成する。

を実施することができる。手配旅行、他の旅行業者の企画旅行も取り扱うことができる。

第2種旅行業：国内のみ企画旅行を実施することができる。手配旅行、他の旅行業者の企画旅行も取り扱うことができる。

第3種旅行業：手配旅行、他の旅行業者の企画旅行を取り扱うことができる。一定の条件下において国内のみ企画旅行を実施することができる。

地域限定旅行業：他の旅行業者の企画旅行を取り扱うことができる。一定の条件下において手配旅行、企画旅行を取り扱うことができる。

旅行業者代理業：旅行業者を代理（1社に限る）して旅行業務を取り扱うことができる。

旅行サービス手配業：旅行業者（外国旅行業者を含む）の依頼を受けて、旅行者に対する運送等サービス又は運送等関連サービスの提供について、これらのサービスを提供する者との間で、代理契約・媒介・取次を行うことができる。